

# 「東京都ふっこう割事業」の概要

旅行事業者が実施する「東京都ふっこう割」に申込をした旅行者に対し、以下のとおり旅行代金の割引を行います。

## 1 事業規模

◆宿 泊：延べ約9,000泊（令和元年12月24日～令和2年2月29日）

区 分	対 象	予定配分数
国内向け	旅行事業者 OTA事業者	約7,000泊
海外向け	旅行事業者	約2,000泊

※事業規模は、利用状況や登録事業者のニーズによって、変更することがあります。

## 2 割引の内容

宿泊：1人1泊あたり（6,000円以上の宿泊及び宿泊を伴う旅行）5,000円

※ただし、1回の旅行で国内向けは3泊まで、海外向けは10泊までを上限とする。

## 3 主な要件

### (1) ツアー内容

- ・（公財）東京観光財団により本事業に参加登録された旅行事業者が販売する以下の地域を宿泊地とする旅行であること

国内向け：多摩地域：東京都内の区部及び島しょ地域を除く全域

島しょ地域：大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

海外向け：東京都内

- ・令和元年12月24日以降に始まり令和2年2月29日までに完了する旅行であること
- ・1人につき1泊あたり6,000円以上の宿泊を含む旅行商品であること
- ・1回の旅行とは、旅行者自らの居住地から、多摩地域及び島しょ地域に宿泊の上、1往復する旅行をいう。（車中泊、船中泊は宿泊とみなさない）
- ・旅行の内容は、公序良俗に反しないものであること
- ・ビジネス目的の宿泊は不可
- ・個人で宿泊を手配した旅行は対象外とする。

### (2) その他

虚偽その他不正の手段により協力金の交付を受けていたことが判明した場合には、社名を公表の上、既に支払った協力金に違約金を加算した額を返還していただくこととなります。

## 4 今後の主な日程（予定）

12月10日（火）	旅行事業者向け説明会 参加申込締切（14時まで）
12月12日（木）	旅行事業者向け説明会
12月13日（金）	「東京都ふっこう割事業」 事業者登録の申請締切
12月24日（火） ～令和2年2月29日（土）	旅行催行